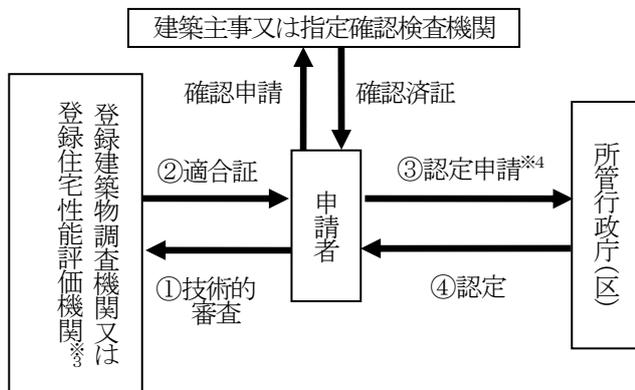
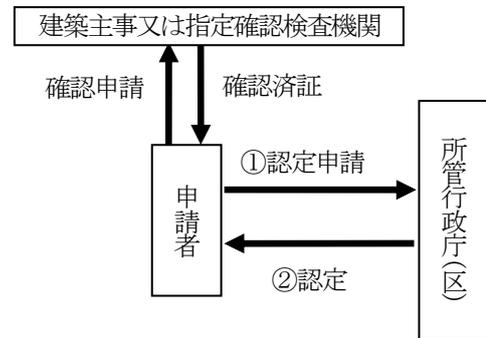


①認定手続きのみを行う(確認申請を建築主事又は指定確認検査機関へ別に行う^{※1})場合

ア) 技術的審査あり



イ) 技術的審査なし^{※2}



- ※1 : 認定の中で容積率の特例を受ける場合は、確認済証交付前に認定を受ける必要があります。
確認申請の提出時期は、容積率の特例を受ける予定であるため指定確認検査機関と調整する必要があります。
- ※2 : 審査に必要な期間については、お問合せください。
- ※3 : 住宅のみの用途に供する建築物及び住戸の技術的審査は、登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関、それ以外の建築物の技術的審査は、登録建築物調査機関となります。
- ※4 : ②の適合証の写しを添付する必要があります。